（第三者提供を受ける際の記録事項）

第十七条　法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　個人情報取扱事業者から法第二十三条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイからホまでに掲げる事項

イ　個人データの提供を受けた年月日

ロ　法第二十六条第一項各号に掲げる事項

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

ホ　法第二十三条第四項の規定により公表されている旨

二　個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第一号ロからニまでに掲げる事項

2　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第十八条　法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二　第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三　前二号以外の場合　三年

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第十九条　法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五　前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第二十条　法第三十六条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第三十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二　加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三　加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第二十一条　法第三十六条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第二十二条　法第三十六条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第三十六条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第二十三条　前条第一項の規定は、法第三十七条の規定による公表について準用する。

2　前条第二項の規定は、法第三十七条の規定による明示について準用する。

（個人情報保護指針の届出）

第二十四条　法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第三による届出書によるものとする。

（個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表）

第二十五条　法第五十三条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。